

普天間基地爆音訴訟判決に対する声明

- 1 那覇地方裁判所沖縄支部は、本日、普天間基地爆音訴訟について、爆音の違法性を認定し、原告となった住民ら396名に対する損害賠償を命じた。米軍が占領と同時に住民を追い出して普天間基地を建設してから63年目にして、初めて同基地が住民に及ぼす甚大な被害を司法が認めたものであり、画期的な意義がある。
- 2 判決においては、普天間基地の騒音が受忍限度を超える生活妨害や睡眠妨害などを生じさせている事を認定した上、沖縄大ヘリ墜落などの事故の頻発を指摘し、住民が米軍機墜落の不安感や恐怖感を感じていることを認定し、その精神的被害を増大させていることを正面から認定した。また、騒音被害が生活妨害等にとどまらずそのストレスによって健康被害が生ずる危険性をも認めている。他方で低周波音による被害の増大については不十分な認定にとどまったものの、本判決は普天間基地の騒音被害について、うるさきにとどまらない深刻で複合的な被害が発生していることを指摘した。また、国が主張していた「危険への接近」は全面的に排斥された。普天間基地の被害を過小に見せかけようとしてきた国の弁解が断罪されたといえる。
- 3 しかし、住民が最も切実に求めていた爆音の差止や騒音測定請求については、過去の最高裁判決の理屈づけにならって否定された。国が実施できるはずの騒音測定請求についても「第三者行為論」をもちだしたことには問題があるといえる。国と米軍によって基地周辺住民に違法な損害が現在も日々発生しているというのに、それをストップさせる手段がない、ということは法治国家、民主主義国家としてはあるまじきことである。司法こそがその解決の道を指し示すべきであり、わたしたちは、差止の実現に向けて引き続き取り組みを強める決意である。
- 4 普天間基地は「世界一危険な基地」と言われ続け、SACOにより普天間基地の返還が合意されてから12年目になるが、返還作業は遅々として進まない。そして、この間には2004年8月13日、沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落する事故も発生している。基地周辺住民は、今も毎日激しい爆音と墜落の恐怖にさらされ続けているのである。

わたしたちは、日米両国政府に対し、住民が受け続けている被害を真摯に受け止め、一刻も早く普天間基地閉鎖を実現させるよう改めて強く求めるものである。

2008年6月26日

普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団
普天間基地爆音訴訟弁護団